

議会議案第1号

新幹線の並行在来線の支援に関する意見書

北陸新幹線は、国土の均衡ある発展と活力に満ちた地域社会の構築に大きく寄与するとともに、東海道新幹線の代替補完機能を有することから、災害に強い国土整備にも資する社会基盤として、平成26年度末長野・金沢間の開業に向けて着実に建設が進められているところである。

整備新幹線の開業に伴い、JR各社から経営分離される各地の並行在来線区間は、地域住民の日常生活に欠かすことのできないものとして極めて重要な役割を担っており、他県では、これまで地方自治体を中心となって設置された第三セクター等により、引き続き運営されているところである。

しかしながら、現在、既に開業している各県の並行在来線区間は、開業時にJR各社からの鉄道資産の購入や新たに必要となる施設整備等の初期投資に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状態にあり、地方交付税の大幅な削減等、地方公共団体の財政状況が著しく悪化する中で、今後の鉄道の維持存続が大きな課題となっている。

北陸新幹線金沢開業に伴い、本県では、並行在来線として、富山県境・金沢駅間約20キロメートルが西日本旅客鉄道株式会社から経営分離されることになるが、多額の初期投資や利用者の減少傾向等により、厳しい経営環境におかれることは必至である。

以上のことにより、現在のスキームの下で並行在来線の経営分離を進めていくことは大きな地方負担を伴うものとなっている。

よって、国におかれては、北陸新幹線建設が国家プロジェクトであることにかんがみ、その結果として経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、鉄道資産の無償譲渡、若しくは収益性に基づいた価格設定のルール化、初期投資及び維持経費に対する助成措置、線路使用料対象経費等の見直し、税制上の優遇措置等、並行在来線を維持・存続していくための新たな仕組みを早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第2号

原爆症認定制度に係る問題の早期解決を求める意見書

広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人の尊い命を奪い、辛うじて生存した人々には重大な放射線後遺症の被害を与えた。現在も26万人近くの生存被爆者の多くは、原爆放射線の影響により多重ガンなどの疾病を患い、日常生活に不安と苦痛を感じている。

しかし、これらの人々が厚生労働大臣に対して原爆症と認定するよう申請を行っても、そのほとんどは却下処分となっている現状にある。これは、政府が科学的に見て疑問のある審査基準を機械的に運用しているからであり、現在原爆症として認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体の約1%に過ぎない。

被爆者は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって、健康管理手当等の支給を受けているが、多重ガンなどの重篤な疾病に罹患した場合は、原爆症として国がその治療費を支払うのが当然である。そのため、原爆症認定申請の却下処分を受けた被爆者は、その取り消しを求めて全国で260名以上が提訴し、既に大阪地裁では9人、広島地裁では41人、仙台地裁では2人の原告全員の、また名古屋、東京、熊本の各地裁においては多数の原告の訴えを認め、国に対して認定却下処分の取り消しを命ずる判決が出された。

政府はいずれも直ちに控訴したが、被爆者は高齢化しており、提訴者の中には病没している方もおり、被爆者の援護に当たっては迅速な対応が必要である。

よって、国におかれては、被爆者の実情にかんがみ、原爆症の認定に当たっては、内部被爆のもたらす影響や被爆者の健康状態などを総合的に判断し、迅速かつ適正な対応を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

米の需給調整と米価下落対策の的確な実施を求める意見書

平成19年産米の米価は、前年度に比べ大幅な下落が見込まれ、本県の稲作農家の間には経営悪化による将来への不安が広がっている。

この米価下落の原因は、米消費の減退により需要量が減少する中、過剰作付等による大量の余剰米が発生し、米の需給バランスが崩れたことが原因と考えられている。

将来にわたって農業・農村を維持・発展させるためには、国民の主食であり基幹作物である米の生産調整の実効性を確保することが不可欠であり、計画生産に取り組む農業者が、将来展望を持ち意欲を持って営農を継続できるような仕組みづくりが必要である。

よって、国におかれては、下記の事項に配慮し早急に制度改革を行われるよう強く要望する。

記

- 1 計画生産に取り組む農業者が不公平感なく積極的に取り組めるよう、生産調整の実効性を確保するための有効な措置を講じること。
- 2 地域の実情に応じた多様な担い手が、米価の大幅下落時にも営農を継続できるような措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成18年）は、523万件余に上る。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められている。

しかし、都道府県の下、各地域に設置されているMC協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指示・助言、②事後検証、③教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきである。

今年5月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足した。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。

よって、国におかれては、このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速・適確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきであり、下記の項目について早急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。
- 2 メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。
- 3 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
- 4 救急救命士の病院実習や再教育の充実強化を図ること。
- 5 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

議会議案第5号

嫡出推定に関する運用のさらなる見直しを求める意見書

「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定する」という民法第772条は、前夫への「嫡出推定」の規定を定めている。1898年に施行された当時は、父親の子への責任放棄をさせないため「早期の身分保障」「子の福祉」の観点から意義深いとされた法律であった。

しかしながら、施行より110年余りが経過し、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化、また妊娠時期や父親の確定が容易となるなど医学的進歩もあり、時代に合わなくなっている。

例えば、適法な再婚を経て出産したにもかかわらず、300日以内の出生により前夫の子どもとされる。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌い、出生届を出さず戸籍を持たないいわゆる「無戸籍児」が存在する。このように恒常的に「無戸籍児」が生み出されることが社会問題ともなった。

これを受け、国においては法務省は通達を出し、平成19年5月21日から「離婚後妊娠」であることの医師の証明書を添付することで、事実上の父を父とした戸籍作成が可能となった。しかし、離婚交渉が長引き、離婚届の提出が事実上の離婚の日より遅れることが常である中、妊娠を法的離婚後と限定したこの通達による救済は対象者の約1割程度で、無戸籍児の根本的解決に至っていないのが現状である。

よって、国におかれては、「子の早期の身分保障」と「福祉の実現」のため、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、嫡出推定に関する運用のさらなる見直しをされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣官房長官	

取り調べの可視化の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月までに施行される予定となっている。同制度は、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、ひとたび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない裁判員にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねない。

裁判員制度導入に当たって、検察庁では現在、東京地検をはじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行している。「取り調べの可視化」が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合に取り調べの録画・録音テープが証拠となる。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つであり、もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながるものである。

よって、国におかれては、2009年5月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣官房長官	

議会議案第7号

地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけでなく、当該地方公共団体の事務に関し調査研究するための活動や、住民代表として住民意思を把握するための活動などいわゆる議員活動があり、とりわけ都道府県議会議員は、活動区域が広域であることや審議事項が広範多岐にわたることから、その職務は、常勤化、専門化している。

また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に発揮するためには、議会改革や政策立案など今まで以上に積極的に議員活動を展開していく必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けは法的に明確にされておらず、議員活動は一般的に議員の職務として認知されていない実態にある。このことが議員の活動に対する期待や評価において議員と住民との意識の乖離を生み出し、さまざまな問題の原因となっており、早急な対応が必要となっている。

については、住民代表として政治にかかわる地方議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義し、それら職務等を遂行するために必要な経費を受けることができるようにするなど、地方分権時代にふさわしい議員活動を保障するため所要の措置を講ずる必要がある。

よって、国におかれては、当面、地方自治法について下記のような改正を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会議員の職責又は職務を明確にするため、地方自治法に新たに、例えば「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。
  - 2 地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、独立の条文として規定するとともに、議会の議員、とりわけ都道府県議会議員の議員活動の実態に対応し、職務遂行の対価について、単なる役務の提供に対する対価でなく、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。また、議員活動の実態に即し、「政務調査費」に代わるものとして、新たに「議員活動費」を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

## 議会議案第8号

### 地方税財源の充実強化及び地方交付税の充実確保に関する意見書

地域間の税源偏在により、都市部では景気の回復基調に伴い法人二税を中心に地方税が増加する一方で、財政力の脆弱な地方公共団体では厳しい財政運営を強いられている。

地方公共団体では、市町村合併や定数の削減など行財政改革に取り組み、歳出削減努力を進めているが、三位一体の改革による地方交付税の削減はそのペースをはるかに超える急激かつ大幅なものであり、地域間の財政力格差に拍車をかけている。

地方公共団体には社会保障関係経費など国が法令等により実施を義務づけている事務事業が多く、そうした義務的経費の増嵩により一般財源が圧迫され、個性豊かで活力ある地域づくりのための地方独自の施策を進めることが困難な状況になっている。

よって、国におかれては、地方公共団体が、持続可能な財政基盤を確立し、住民に対して果たすべき役割と責任に見合った安定的な財源が確保できるよう、下記の事項を実現されることを強く要望する。

#### 記

#### 1 地方税財源の充実強化

今後の少子高齢化の進展に伴い、ますます重要となる医療・福祉・教育等の行政サービスを安定的に提供できるよう、偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要がある。

したがって、国が税収中立の下で税源偏在の是正を行う場合には、交付税原資としての税目の見直しと併せて行い、偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税を交換することにより、偏在性が小さく安定的な地方消費税を充実する方向で、地方税体系を見直すこと。

#### 2 地方交付税の充実確保

地方の自主性を損なわずに、標準的な住民サービスを提供することができるよう、所要の一般財源を確保することが極めて重要であり、地域間格差の是正機能が発揮される地方交付税を充実し、その総額を確保すること。

なお、地方税財源の充実と地方交付税の確保は、いずれも地域間格差の是正のために必要な措置であり、地域間の税源偏在の是正を理由として地方交付税総額を抑制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済財政政策担当大臣  
内閣官房長官

あて

議会議案第9号

道路特定財源における地方道路整備財源の確保に関する意見書

本県は、南北に細長く、人、モノの移動は自動車交通への依存度が極めて高いため、高規格幹線道路から生活道路に至るまで、真に必要な道路の整備を着実に進める必要がある。

また、今回の能登半島地震では、集落が孤立するなど災害時において交通の途絶の危険性が高いことを改めて認識させられ、安全・安心の観点からも災害に強い道路整備の必要性が一層浮き彫りとなったところである。

本県ではこれまでも、県土の一体化を図り広域交流を促進する道路整備や、県民の生活を確保する身近な道路の整備を進めているが、いまだ十分とは言えず、今後とも、地方の活性化を図るため、交流人口を拡大するとともに、安全・安心な生活を確保するための幹線道路や生活道路の整備が極めて重要である。

このことから、今後とも、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要な道路整備を遅らせることがないように、暫定税率を維持するなど道路整備のための財源を確保し、地方公共団体への配分割合を高める等により、地方公共団体における道路整備財源の充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、地方が真に必要な道路整備を計画的に進めるに当たって、貴重な道路整備の財源となっている現状を考慮しつつ、道路特定財源の現行の税体系や用途を見直すなど、平成20年度以降も安定した道路整備の財源を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

公正な教科書検定を求める意見書

文部科学省は本年3月、来年4月から使用される高等学校日本史教科書の検定で、いわゆる沖縄戦での「集団自決」の記述について、日本軍による強制または軍命令は断定できないとの立場から、誤解を与える記述を改めるよう検定意見を付した。

さきの大戦において、軍官民一体となった国内唯一の地上戦が行われた沖縄において、県民が筆舌に尽くしがたい境遇におかれ、多くの戦没者・犠牲者が生まれたことに対しては、我々は心からの哀悼の思いを寄せるものである。

しかしながら、十分な史実の検証を置き去りに、感情論や政治的思惑のもと事態の收拾を図れば、検定制度の根幹を揺るがすこととなり、我が国の公教育の将来に禍根を残すこととなる。

よって、国におかれては、史実に基づき冷静かつ公正な視点で教科書検定が行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会